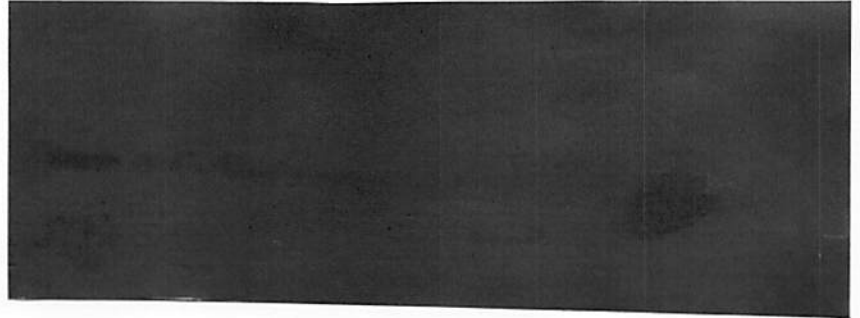


陳述書（第2部）

一 鑑定人制度と鐘ヶ江洋三鑑定人の問題点 一

平成26年9月22日



1. はじめに

損害保険制度は、「事故に遭われた被災者の生活の安定に寄与するという社会的使命」を持っており、その社会的使命を果たすため、健全な運営を継続するよう金融庁の厳しい指導があり、また保険業法により厳しく健全かつ契約者への公平な運営が定められています。

つまり、損害保険制度は、その使命として顧客への平等、健全さが求められ、準公益的要素が非常に強いものです。

例えば、地震保険、原子力損害賠償保険などは国と一体となって運営しており、ほぼ公益的制度と言ってもよいでしょう。

他の損害保険にしても、前記のとおり準公益的性格を持っており、事故が発生した際にその性格に反するような、いい加減な損害調査等による保険金支払いは決して許されることでは無く、「公益性および準公益性」を著しく乱すものとして、場合によっては保険業法違反に当たり得るものです。

事故が発生した際、その損害査定業務のあるべき公平性、正確性を乱す鑑定人は、公益性および準公益性に反する存在で有り、そのような悪質鑑定人は損害保険業界にふさわしくないものであることは論を俟ちません。

2. 鑑定人制度とその問題点

(1) 鑑定人とは

- ア. 損害保険会社が損害調査する損害は、「物損害」と「対人損害」に大きく分けられます。「物損害」とはその名のとおり、損害を受けた物の損害額を調査・計算する損害調査業務です。
- イ. 損害保険会社が物損害を損害調査する際に、社外機関の「鑑定人事務所」の「鑑定人」に、損害調査の立ち会いを依頼する場合がほとんどです。火災等の事故現場や修理工場に保険会社の損害調査部門の査定担当社員と同行する場合もあるし、依頼された鑑定人のみが「単独」で事故現場や修理工場に損害調査の立ち会い行く「単独立会」の場合もあります。
- ウ. この社外機関の「鑑定人事務所」というのは、特定の保険会社の子会社等ではなくまったく独立した機関で、特定の損害保険会社の仕事をするのではなく、各保険会社からの損害調査業務を請け負います。ただし、この鑑定事務所はどこそこの保険会社の仕事が多いという「傾向」のよなものはありません。

しかしいずれにしても、保険会社の損害調査業務を委託される、いわゆる下請け会社という独立した立場であり資本関係もなにもありません。

- (2) 鑑定人資格取得について世間一般の人が聞くと、一級建築士や不動産鑑定士のように、まるで難しい国家試験に合格しなければならないと思ってしまう人が多いかもしれませんが、そうではなく、鑑定人は「日本損害保険協会」の単なる業界資格で、公的な国家資格でもなんでもありません。

例えて言えば、日本旅行業協会の「旅行地理検定試験」、着物教室が受講者に任意に与える「着物着付け師範認定」と同類の資格です。

以下、「日本損害保険協会」のホームページから引用します。

—————<引用文>—————

「損害保険登録鑑定人とは、建物や動産の保険価額の算出、損害額の鑑定、事故の原因・状況調査などを行う専門家で、当協会の実施する認定試験に合格し、登録されている方をいい、1・2・3級の技能ランクがあります」

-----（引用文以上）-----

私が損害調査部門にいたころ鑑定人の資格を取得するにはまず「3級鑑定人」の資格から取得していましたが、よほどのことが無い限り受験者全員が合格するのが常でした。「原付バイクの免許」は通常合格率70パーセント、つまり30パーセントは落ちていたので「原付バイクの免許」よりはるかにやさしい試験でした。

ある時、3級鑑定人の資格試験で相当低い点数の受験者がいて、その時はやむなく落としましたが、その3ヶ月後に追試をして無理矢理合格させたという逸話を、ある鑑定人から聞いたことがあります。

このように、私が損害調査部門にいた頃は、日本損害保険協会の鑑定人資格は、よほどのことがない限り誰でも合格して取得できました。3級鑑定人を何年か経験すると自動的に2級鑑定人になり、さらにその2級鑑定人を何年か経験すると自動的に1級鑑定人に昇格する制度でした。つまり、1級鑑定人もある年数を経過すると自動的になれるという無試験資格で、一級建築士や公認会計士等の国家資格試験とはまったく異なる試験でした。

また、現在では、独占禁止法の観点から日本損害保険協会が与えた鑑定人資格が無くとも、誰でも保険事故に関する損害調査を各損害保険会社から請け負っても良いことになっています。つまり、今鑑定人がしている業務はどんな素人でも請け負っても良いこととなっています。

- (3) 損害保険会社が今の3大損害保険会社に合併・集約される前のほんの10数年前までは、損害保険会社の名前は、「安田火災」、「日本火災」、「三井海上火災」、「住友海上火災」、「日動火災」、「興亜火災」、「日新火災」等々でした。

その名前からもわかりますように、元々は、損害保険会社と言えば「火災保険」とすぐ一般の人はすぐ思います。今でこそ、自動車保険の割合がかなり高くなりましたが、まだまだ、損害保険会社と言えば「火災保険」と考える人が大半です。

このように、損害保険会社というのは、元々「火災保険」が圧倒的な主要保険であり、「損害調査＝火災事故の損害調査」というのが大半の一般の人の意識です。当然、損害保険会社発祥の昔の時代から、「火災事故の損害調査」が圧倒的に最も主要な損害調査でした。

しかしながら、火災事故というのは、保険の目的が焼損、焼失していますから、その損害額がどれくらいか損害調査することには独特の技術・労力が必要でした。どのような技術・労力が必要かということは「甲第16号証」の私の論文「正しい鑑定人の使い方」を読んでいただければ、良くわかります。このような経緯により、その難しい火災事故の損害調査をする専門家が必要だとして「鑑定人制度」ができたのです。

したがって、鐘ヶ江洋三鑑定人のような日本損害保険協会認定の通常の鑑定人を、我々保険会社の社員は「火災鑑定人」と呼ぶことが多いです。特に最近では自動車保険も普及してきたため、自動車事故専用の鑑定人「アジャスター」に対して、従来の通常の鐘ヶ江洋三のような鑑定人を、我々保険会社の社員は「火災鑑定人」と呼ぶ傾向がますます増えてきました。

それにもかかわらず、被告準備書面(7)の1ページ目最後の行において、「火災現場においては、保険の目的は焼失しているので鑑定人は詳しい損害調査をすることは不可能である。これについては原告も否定できない。」という主張は、とうとうここまで言うかというようなすさまじい暴論です。これは、鑑定人制度どころか、「鑑定人制度の成り立ちの経緯」までも否定する信じ難い主張です。

特に、火災現場等では一刻も早く現場に駆けつけ、消防署の「立ち入り禁

止」が解けるまで、現場の近くで待機し、その「立ち入り禁止」が解け次第、即刻損害調査活動をすることも珍しくありません。それどころか火災保険等では、まだ燃えている最中に火災現場に駆け付けたことも私は度々あります。

このように、できるだけ事故直後に現場に駆けつけ、詳細かつ念入りに損害調査活動しなければならないにもかかわらず、被告準備書面で「事故直後の場合は詳細な図面を書いたり、損害品の数量等を確認する等の本来あるべき損害調査活動を確認する必要はない」との主張を損害保険会社がするとは信じ難いことです。つまり、被告は「火災鑑定人は、火災現場では特に詳しい損害調査をする必要はない」というすさまじい暴論を展開しているのです。

3. 鑑定料体系とその問題点

- (1) 本件訴訟において強調すべき極めて大事なことは鑑定料のことです。この鑑定料体系を詳細に説明することによって、なぜ鐘ヶ江洋三鑑定人のような鑑定人が保険業界にはびこるのかという極めて有力な説得力のある理由があるからです。
- (2) 例えば、法曹業界において弁護士報酬はいわゆる「成功報酬」です。つまり、弁護士が一生懸命努力をして相手方の要求額を低く抑えれば抑えるほど、さらには勝訴する等で相手への支払額をゼロにするなど、一生懸命努力をして仕事をするほど弁護士の報酬が増えるいわゆる「成功報酬」体系となっています。

これは考えるまでもなく当たり前のことです。一生懸命努力をして仕事をするほど報酬、つまり収入が増えることは法曹業界だけではなく、通常世間一般の業界では当たり前のことです。

しかしながら、損害保険業界における鑑定料はまったく逆なのです。逆成功報酬となっているのです。

なぜならば、鑑定料というのは、「認定損害額」に連動していて、「認定損

害額」が大きくなればなるほど鑑定料も増えるという料金体系になっているからです。

つまり法曹業界に例えると、弁護士が相手の要求する金額を大きく認めれば認めるほど弁護士報酬が増えるという報酬体系が損害保険業界の鑑定料体系に取り入れられているのです。

この鑑定料体系を世間一般の人に話すと、非常に驚き、呆れ、「それでは、真面目に適正な損害額を調査するというきちんとした鑑定業務をやらずにいい加減な手抜き仕事をする、つまり相手の過大な要求額を認めれば認める鑑定人ほどたくさんの鑑定料がもらえるのか？」と聞いてくるので、「そのとおりです。」と答えると全員がただただ驚くばかりです。

- (3) したがって、真面目にきちんと誠実に損害調査業務を行う鑑定人ほど収入鑑定料が低くなるため、自分の所属する鑑定事務所から「売上(鑑定料収入)が低い鑑定人」として低い評価を受け、手抜きをやり放題の悪質鑑定人ほど「売上(鑑定料収入)が多い鑑定人」として高い評価を受けるという一般世間の常識からかけ離れた全く正反対の鑑定料体系となっています。そのため、真面目に誠実に鑑定業務を行えば行うほど評価が低いという矛盾に嫌気がさして鑑定人を辞めていった人を私は多数知っています。
- (4) しかしながら、当然、まともに適正な損害額を調査しようとせず手抜きやり放題の鑑定人の方が多額の鑑定料をもらえるというこのような鑑定料体系である損害保険業界は、いいかげんな鑑定人にとっては「まさにこの世の極楽」です。こういう鑑定人ほど鑑定人を辞めず「この世の極楽にぬぐぬぐ」しています。まさに「悪貨が良貨を駆逐する」という極めて典型的な例です。

4. 本質的問題点のすり替え

- (1) 本件訴訟の原因となった鐘ヶ江洋三鑑定人を、私が「悪質鑑定人」と非難しているのは、被告の若い社員には傲慢な態度で威張り散らし、名前は呼び

捨て、さらには時々頭をひっぱたくなど、顧客の社員に対してとる態度に対して怒りを覚えるという「単なる感情論」では決してありません。

それどころか、私は大阪に転勤した当初、これで当社が仕事を依頼するのであるから極めて優秀な鑑定人であるため、これほど傲慢かつ威張れるのだなど、最初は驚きの思いでした。しかるに、「鐘ヶ江洋三鑑定人」の作成した多数の鑑定書を保険金支払い決済の際に確認したり、耳に入ってくる情報、実際に事故現場に同行した際に、優秀どころか、まったく真面目に仕事としようとしないうるあまりにもひどい仕事ぶりにただただ呆れ果てました。

- (2) 以上のように問題鑑定人を損害保険業界から駆逐しようという私の行動の動機は、単なる感情論」では決してなく、このような鑑定人の存在は、前記のとおり、損害保険の「公益性および準公益性」に反する存在で「保険業法に違反」し、「公益性・準公益性」をおよび「保険業法」を守るというコンプライアンス遵守のためとの動機から発生した行動です。

それにもかかわらず、被告・三井住友海上は「感情論から来ている単なる個人間のトラブル」、「(私が)中小企業の出入業者に威張りたい」などと本質的な問題点をすり替えてごまかそうとし、悪質な鑑定人を異常に擁護しています。

5. 鐘ヶ江鑑定人の問題点

- (1) 大阪の損害調査部では、私は査定部門の課長席(課長代理)として、部下の処理した保険金支払い案件の支払い決済をしていました。決裁書類には当然、担当者の査定報告書に修理業者の見積書、鑑定人の作成した鑑定書などの必要書類が添付されています。

鐘ヶ江洋三鑑定人の作成した鑑定書を見ると、単に修理業者の見積書を丸写しただけで、まともに査定したとは思えないものばかりでした。例えば、もし修理業者の見積書が妥当だとしても、事故状況・損害状況等を鑑定書に

詳細に書き、なぜ修理見積額が妥当と判断したかその合理的理由もきちんと詳細に鑑定書に書くのが鑑定人の基本中の基本の仕事です。

- (2) しかるに、鐘ヶ江洋三鑑定人の鑑定書には、そのような基本的なことがまったく書かれておらず、単に修理見積書の丸写しだけです。もちろん本来の鑑定人の仕事である「損害額の積算」をした形跡などまるでありません。つまり、修理業者の作成した修理見積書をきちんと精査し、それが本来の損害としてどこまで認められるかという鑑定人としての基本中の基本の仕事は一切せず、どんな事故の修理見積書も「妥当な修理額」として「修理見積書の丸写しの鑑定書」を作成しているだけでした。
- (3) 鑑定人は本来、業者の修理見積書を事故に遭った契約者(被保険者)に依頼せず自分できちんと損害額を積算し、それを契約者(被保険者)に提示して、支払保険金の協定をするものです。そのような当然の業務をするものとして、鑑定人に支払う鑑定料も設定されています。それにもかかわらず自分自身で損害額を積算するという基本的なことをまったくせず、業者の修理見積書を依頼し、それをそのまま妥当とするだけの鑑定人は、鑑定料に見合った仕事をしているとはいえません。鐘ヶ江洋三鑑定人の仕事は、まさにそのような仕事といわざるをえません。
- (4) さらに、火災保険契約では、本来の支払い保険金(以下：損害保険金)の他に、その金額の「30%の臨時費用」、「10%限度の取り片付け費用」というものが支払われます。「臨時費用」は、本来の支払保険金の30%を自動的に支払いますが、「取り片付け費用」は、本来の保険金の10%を上限に支払われることになっています。
- (5) つまり、実際に取り片付け費用がいくら必要か積算して、その金額が保険金の10%を越えてなければその金額を支払い、越えていれば10%を上限に支払います。このように、「取り片付け費用」の精算にあたっては、実際の積算額と、10%相当額の見比べが必要です。

これは、鑑定人の「必須業務」であり、それをしなければ保険の約款どおりの正しい支払い保険金計算ができるはずがないのです。

- (6) ところが、鐘ヶ江洋三鑑定人の鑑定書には、取り片付け費用の積算は一切されておらず、単に損害保険金に自動的に10%を掛けた額を取り片付け費用として計上していました。このような鑑定書による保険金支払いは、保険の約款違反どころか「不適正な保険金支払い」として、保険業法違反の違法行為にも該当するものです。

6. 鐘ヶ江洋三鑑定人の問題鑑定 of 具体例について

次に、鐘ヶ江洋三鑑定人の鑑定業務が問題となる具体的な事故例について述べます。

【事故例1】

- (1) 私が大阪に転勤して数ヶ月後、山陰地方で洪水があり、倉庫の中の東芝の電化製品が水で濡れる損害を被り、被害額が数千万円のいわゆる「大口事故」でした。

その査定のため、東芝の保険担当社員も含めて、私は鐘ヶ江洋三鑑定人と一緒に、事故現場に行き、損害のあった電化製品の倉庫で鐘ヶ江洋三鑑定人と査定活動を始めました。

鑑定人の仕事の基本中の基本は図面をしっかりと書くことです。これは、保険の目的が建物などの不動産であろうが、今回のような動産の電化製品であろうが、とにかく図面をしっかりと書き、どこがどんな損害を受けたか、またどこに損害を受けた動産がどのくらい収容されていたかなどは、図面をしっかりと書かなければ、損害調査のしようがありません。したがって、鑑定人になったものは徹底的にきちんと図面をきちんと書くように教育されます。「図面をきちんと書くことは鑑定人の命」とまともな鑑定人なら誰でもいう言葉です(甲第16号証参照)。

- (2) しかしながら事故現場での「鐘ヶ江洋三鑑定人」は、きちんと図面を書いたり、損害品の数を確認したりするようなことはなく、ただ単に手を後ろ手に組みぶらぶらと現場を歩き回っているだけでした。詳細に図面を書く、損害品の数をきっちり確認するなど損害調査をする鑑定人が取るべき行動は一切ありませんでした。

また、被害を受けた商品を収容している倉庫は2階建てで、1階の商品は被害を受けましたが、2階の商品は難を免れ無事で被害はありませんでした。

火災保険、動産総合保険等のいわゆる「物保険」の支払保険金は次のように計算して支払われます。

<支払い保険金計算方法>

支払保険金＝損害額×(保険金額÷保険価額)

※損害額＝実際の損害の額

※保険価額＝保険の目的全体の価格(価値)

※保険金額＝保険の契約金額

つまり、損害調査の際は、「損害額」だけではなく、「保険価額」という保険の目的全体の価格を調査しなければ、契約者に支払う支払保険金が算出できません。したがって、被害を受けなかった2階の商品の価値も含めてきちんと計算して「保険の目的の全体の保険価格」を算出しなければ、保険契約者に支払う保険金が算出できないのです。

- (3) それにもかかわらず、鐘ヶ江洋三鑑定人は、2階の商品は一切見ず、ぶらぶらと事故現場を見ただけで損害調査が終わったとして、さっさと帰ろうとしたので、私が「鐘ヶ江さん、2階の商品も調べないと保険価格が計算できず、支払保険金も算出できないのではないですか？」と促したところ、みるみる不機嫌な顔になり、嫌々ながら倉庫の2階に上がりました。

しかし、そこでも1階の被害のあった商品を見た時と同様、手を後ろに組んで、ぶらぶらと不機嫌そうに歩き回っただけで、なんら保険価格の調査らしい

ことは一切しませんでした。

そして、保険契約者に「図面と損害明細書と在庫一覧表を作って提出してください」と言っただけで損害調査を終了しました。

前述のとおり、鐘ヶ江洋三鑑定人の鑑定書は、契約者の提出した修理見積書や損害明細書を丸写しにしかただけのものが多かったのですが、今回も、契約者から提出された一覧表をすべて妥当とし、契約者から提出された在庫一覧表を妥当な「保険価格」と認定していました。まともな損害調査をしていないのであるから、契約者から提出された書類どおりに認定するしかないのです。

なお、本件において、保険契約者の「西日本東芝家電販売(株)」は、メーカーから家電製品を仕入れて、小売店に卸す問屋です。したがって、被害を受けた商品の損害額はメーカーから仕入れた「仕入れ価格」であり、いわゆる「小売価格」ではありません。

- (4) 私は、契約者作成の一覧表の金額はどう考えても仕入れ価格にしては高すぎると思い、鐘ヶ江洋三鑑定人に「これは、メーカーからの仕入れ価格にしては高すぎるとは思いませんか？ これは損害額とは違うのではないですか？ メーカーからの標準的な仕入れ価格をきちんと調べて詳しく調査した方がいいのではないですか？」と、何度も適正な損害額かどうか調査するよう意見しましたが、鐘ヶ江洋三鑑定人はその私の意見をまったく無視して、「こんなもんだ、こんなもんだ」と言い張るばかりでした。

その後、鐘ヶ江洋三鑑定人と私が東芝の保険代理店に出向き、「この明細書の金額を妥当として支払らせてもらいます」と私が言ったところ、代理店である東芝保険サービスの岡村祥行大阪支店長は、「こんな金額払う必要ありませんよ。これは小売店への卸値ですよ。これに80%掛けた額がメーカーからの仕入れ値ですから、それが損害額ですよ。こんなに払うことはないですよ」と指摘されてしまいました。

契約者からそれは払いすぎですよと言われて、当然のことながら、私は損害調査部門の社員として恥ずかしさとショックで失神しそうでしたが、鐘ヶ江洋三鑑定人はなんら表情変えず涼しい顔をしていました。

- (5) そして、代理店との話も終わり鐘ヶ江洋三鑑定人とふたりで代理店のビルを出ました。当然のことながら鐘ヶ江洋三鑑定人が、私に対し、「本当にすみませんでした。この金額は損害額ではないのではないかと何度も指摘されていたにもかかわらず、大変申し訳ありませんでした」と謝罪すると思っていました。しかし、何の発言も無く、顔色ひとつ変えずに「じゃあ、わたしはこれで」と言って、そのままどこかへ行ってしまいました。
- (6) 今回はたまたま契約者側が誠実で、かつ東芝保険サービスの岡村支店長と私が日頃から懇意にしていることもあって、正直に言ってくれましたが、通常はそんなことはありえず、このような場合、契約者側は支払保険金をもらった後、密かに大喜びをするのが普通です。まともに仕事をしない鑑定人のために、極めて多い件数の事故で、とんでもない支払いがされていると推定されます。

【事故例2】

- (1) 大阪に転勤した年の6月14日に栃木県の矢板市のシャープの工場で、ひょう災があり、それを原因とする損害額が10億円近い超大口の製品の水濡れ事故が発生しました。

その事故を鐘ヶ江洋三鑑定人と同行して現場調査に行きましたが、その仕事ぶりは前記の東芝の事故と同様のいい加減さでしたが、本件ではさらに驚くべき事がありました。

シャープのような大企業の契約は、巨大な事故が発生すると、保険会社1社では支払保険金が巨額になり、経営に影響を及ぼすため、保険を他の保険会社と分担して引き受ける「共同保険」という形をとります。そして、最も引受割合(引受分担率)の大きい保険会社が「引受幹事会社」として、代表してとりまとめて契約し、事故が発生した際も通常はその引受幹事会社が「代表査定幹事

会社」として査定をします。

本件シャープ工場の事故の保険契約も当然のことながら、共同保険で引受けられており、当社が査定幹事社として鐘ヶ江洋三鑑定人と原告が損害調査に行ったものです。

- (2) 保険支払見込額が今回の事故のように約10億ともなると、損害調査の経緯や状況等を他の共同保険引受分担会社にも随時報告するのが通常の保険会社同士の取り決めでした。

本件の契約は9社での共同保険で有り、日本の損害保険会社はほとんど分担して引き受けていました。特に業界2位の安田火災(現在の損害保険ジャパン日本興亜)の引き受け割合が、当社に続き2番目であったため、安田火災に出向き、担当者の江藤誠副長とその上司に事故の状況、支払い見込額を説明しました。その際、その上司は「鑑定人は鐘ヶ江鑑定人ですか!? もし鑑定人が鐘ヶ江鑑定人だとしたら、当社は鑑定料を分担しないかもしれません」というものでした。

これは驚くべきことです。共同保険は、前記のとおり、各保険会社がそれぞれ分担割合を決めて共同で引き受け、事故が発生したときは、1番分担割合の大きい保険会社が代表して損害調査をするのが通常ですが、共同保険の契約内容は、各分担各社が独立して損害調査をする権限があるとなっています。査定幹事会社が不適正な損害調査をしそうだと判断した場合は、他の分担会社は、独自に自社の引き受け分の保険金支払いに関して損害調査をすることができるのです。

ただし、実際にそのような例は無く、引き受け幹事会社が代表して損害調査を行うのが通例です。

それにもかかわらず、安田火災のその上司はその通例を破って、鐘ヶ江洋三鑑定人のようなずさんな査定を行う鑑定人に損害調査をさせるのであれば、自社で独自に鑑定人を選び、自社の分担分の保険金を適正に支払うことも考えて

いるという意味のことを言ったのです。

しかしいくら、各社が独立して損害調査ができるようになっていても、実際にそんなことになった例は過去一度もなく、私も非常に驚きました。

私は、「鐘ヶ江洋三鑑定人」の悪評が、他社にまで鳴り響いているとは思ってもありませんでしたが、心の中ではよくぞ言ってくれたと拍手をしました。

- (3) 今回のシャープの工場の事故でも、「鐘ヶ江洋三鑑定人」は、契約者の提出した損害一覧表をただ単に丸写ししただけのいつもの鑑定書を作成しました。約10億円の超大口事故であるにもかかわらず、保険価格や損害状況の説明の欄には、わずか半行の表記だけでした。

損害額の大小にかかわらず、「保険価格」や「損害状況」の説明の欄に、「別紙契約者の明細書のとおり」と書くことなどあり得ません。これはもう鑑定書では無く、契約者の提出した書類の「単なるまとめ」でしかなく、こんなことはアルバイトでもできることであり、莫大な鑑定料を支払って鑑定人に依頼する必要などまったくありません。

このため、私は「鐘ヶ江洋三鑑定人」に電話をして、次のことを伝えました。

—————<伝えた内容>—————

「約10億円の損害の事故であるにもかかわらず、あなたの鑑定書の「保険価格」や「損害状況」の欄には、何らきちんとした説明が書いてないではないか。特に契約者が水に濡れたからといってすべての機械を全損だと申告しているが、全損なら全損であなたが妥当とするのであれば、なぜ修理ができないのか、なぜ水にぬれたから全損なのか、そのような説明が鑑定書に一切無い。あなたが全損と認定するのならそれはそれで認めるしかないが、なぜ全損と認めただのかこれだけの大口事故の鑑定書なのだからきちんとその詳しい理由を書くのが鑑定書ではないのか」。

—————(以上が伝えた内容)—————

以上の内容を電話で伝えたところ、彼は私に罵声を浴びせました。その罵声

とは、「いちいちそんなことを書いてられるか！ 機械は濡れれば何でも全損なんだ。」という驚くべき罵声でした。

「機械は濡れれば何でも全損」であれば、高い鑑定料を払って鑑定人に損害調査を依頼することなどまったく不要です。契約者から「濡れた機械の一覧表」をもらってそのまま認めれば良いだけです。つまり、鐘ヶ江洋三鑑定人の発言は、鑑定人でありながら鑑定人の価値・存在の意義そのものを否定しているものです。

- (4) このシャープの巨大損害事故の損害調査の際、シャープの工場に行き査定担当者である私と、鐘ヶ江洋三鑑定人および当社の若い営業担当社員の伊藤氏と応接室で、事故現場に案内してくれる工場の人を待っていました。

工場の担当者がなかなか応接室に来なかったところ、若い営業担当の伊藤社員に鐘ヶ江洋三鑑定人が、「遅いぞ！ 一体何やってるんだ！ 伊藤！ さっさと(契約者)を呼んで来い！」と伊藤社員を呼び捨てにして怒鳴ったのです。

私は啞然とするばかりです。損害調査部門の若い社員の名前を呼び捨てにしたり頭をパンパンたたいたりしているだけでも、大変な驚きでしたが、被告・三井住友海上は、このような鐘ヶ江洋三鑑定人の言動について「それは損害調査部に常駐していたので親密になり、たまたまそういう行動を取っただけだ」と主張しています。

しかしながら、営業社員は日頃から親しくなく、ましてや被告企業を成り立たせている保険契約をする営業は最重要部門です。営業なくして企業が成り立たないのは言うまでもありません。ましてや、鑑定人に支払う鑑定料も営業が稼いでくるのです。

その大事な営業社員を親しくもないのに若い社員だからと言って呼び捨てにするなど常識的に通常有りえません。同じ会社の先輩社員である私でさえいくら若いとは言え、営業の伊藤社員を呼び捨てにしたことはなく「伊藤さん」と呼び、最低でも「伊藤君」と呼んでいました。

同じ社内ですえそうなのに、顧客の営業社員を呼び捨てにするなど考えられません。

【事故例3】

- (1) 大阪に転勤してきてから数年後、紡績工場で損害額が数億円という大口火災事故が生じました。

その事故報告があったとき、鑑定人を決める前に上司に事故報告をすると、上司の課長が「鐘ヶ江洋三鑑定人に依頼しろ。」ということはわかりきっていました。課長が鑑定人を指名するなど普通あり得えませんが、大阪の損害調査部では鑑定料の高い大口事故は、「三和鑑定事務所」、特に「鐘ヶ江洋三鑑定人」に集中させることが慣例となっていました。

そのため、私は当時知り合った優秀な他の鑑定事務所の鑑定人に依頼し、その後、上司に事故報告をして、「現場に行ってきます。鑑定人は既にA鑑定人に依頼しました」と報告しました。上司は苦虫をかみつぶしたような不愉快な顔をしましたが、「鑑定人を変えろ」というのも不自然なので、しぶしぶ承諾しました。

火災現場に行き損害調査を始めると、その鑑定人は期待通りに、極めて詳細かつ丹念に損害を調べました。そして、その結果も即刻その場で積算しました。まさに本来の鑑定人の姿であり、仕事を依頼してつくづく良かったと思いました。

- (2) ところが翌日、その火災事故の保険契約を扱っている代理店から電話が架かってきました。その代理店は、怒鳴りながら「なんだあの鑑定人は、いちいち細かく調査しやがって、鐘ヶ江鑑定人ならいちいち損害調査なんかせずにいいなりに損害を全部認めてくれるぞ。今までも何回か火事があったが、みんなそうだった。鑑定人を鐘ヶ江鑑定人替えろ」という信じがたいものでした。

つまり、代理店までもが、「鐘ヶ江洋三鑑定人はまともに仕事をせずに、

何でも契約者のいいなりの保険金を支払う鑑定人である」ということを認めているのです。日本全国どこを探してもこんな「代理店ご指名の鑑定人」などはいないでしょう。

また、前述したシャープの大口事故で、損害調査や保険金の支払いが終わり一段落した時点で、シャープの保険代理店であるシャープファイナンスの保険部長が、鐘ヶ江鑑定人に「鐘さん、また何か(保険事故)があったらよろしく頼みますよ！」とあたかも既知の親友であるかのように親しく話していたので見て、驚いたことがあります。契約者側である保険代理店が、ある意味利害が相反することもある鑑定人に異常に親しく、ため口で話しかけることなど、通常有り得ません。

なお、被告準備書面(9)の1ページの最後の行で「火災鑑定人は、火災現場で特に詳しい調査をする必要は無い」旨の主張をしていますので、その代理店の主張は、まさに被告の主張そのものです。したがって、
「代理店がそのようなことを言うはずがない」という被告の主張は完全に矛盾・理論破綻しています。

【事故例4】

- (1) 原告が大阪時代の最後の年と記憶していますが、食器問屋の倉庫が全焼するという大口火災事故が発生しました。そのため、私の部下である「飯塚社員(当時は副長か主任)」が鐘ヶ江洋三鑑定人と現場に行くことになりました。

その事故現場立会は休日でしたが、鐘ヶ江洋三鑑定人の仕事ぶりを監視するため、私も休日を返上し、一緒に火災事故現場に同行しました。

前記のとおり、私は鐘ヶ江洋三鑑定人の仕事ぶりを厳しく評価していたため、今までと違い、鐘ヶ江洋三鑑定人は建物倉庫の図面を書き出し、どこにどのような商品があったのか契約者に確認するという「鑑定人としての最低限の業務」を行いました。鐘ヶ江洋三鑑定人がその最低限の

仕事をしているのを見たのは私としては初めてでした。

(2) 現場調査が終わり、鐘ヶ江洋三鑑定人とも別れて飯塚社員と帰途についていたところ、飯塚社員が「あんなに真面目に仕事をしている鐘ヶ江洋三鑑定人を見たのは初めてです。やはり、(私が)いろいろ言ったり、同行したからですね」と発言しました。

(3) 飯塚社員は私より一足早く大阪に転勤してきており、長年にわたり鐘ヶ江洋三鑑定人と多数の事故現場に同行していました。それにもかかわらず、鑑定人として最低限のことをしている鐘ヶ江洋三鑑定人を見たのは初めてだということです。

この事実からも、鐘ヶ江洋三鑑定人が極めてずさんな仕事をして、長年にわたり当社に損害を与えてきたことは明白です。

7. 鐘ヶ江洋三鑑定人への注意

(1) このように、鐘ヶ江洋三鑑定人の業務および鑑定書の内容に問題があると考えた私は、大阪に転勤してから数か月後、三和鑑定事務所の鐘ヶ江洋三鑑定人に電話し、次のことを伝えました。

-----<伝えた内容>-----

「あなたの作成する鑑定書は、いつも損害状況の説明やなぜ修理見積額を妥当と判断したのか等、鑑定書に書くべき必須の事由・説明が何も書かれていない。それに、「取り片付け費用」は、きちんと積算計算した額と損害保険金の10%の額と見比べて支払額を決定すべきであるにもかかわらず、あなたの鑑定書では、その取り片付け費用の積算がまったく計算されておらず、ただ単に損害保険金に10%を掛けた金額を「取り片付け費用」としている。このような鑑定書は正しくなく、困るので、今後はきちんとした正しい鑑定書を作成して欲しい」

----- (以 上) -----

ところが、鐘ヶ江洋三鑑定人は、「なにを細かいことをくくだ言っているんだ。そんなこといちいちやっつけられるか。大阪ではこうなんだ」と怒鳴り返してきました。

その時に限らず、その後も私が鐘ヶ江洋三鑑定人に同様の要請をすると、返ってくる言葉はいつも「大阪ではこうなんだ」でした。

被告は、大阪ではほとんど「三和鑑定事務所」が鑑定料の高い仕事を独占していましたが、共同査定などで、他の大阪の鑑定人の鑑定書を見ることは度々ありました。もちろん、「大阪ではこうなんだ」などということはあるはずがなく、他の大阪の鑑定事務所の鑑定書はきちんと書くべき事は書いてあり、「取り片付け費用」もきちんと積算してありました。

- (2) 鐘ヶ江洋三鑑定人の態度に驚いた私は、三和鑑定事務所の東谷社長に電話をして当社に来てもらい、当時、私の上司であった三原課長同席のもと、被告のビルの喫茶室で、鐘ヶ江洋三鑑定人の私に対する前記の度重なる言動を伝えて意見を求めました。すると、東谷社長は私の問題提起に一切反論することなく、「よくわかっております。大変よくわかっております。鐘ヶ江洋三鑑定人についての問題点は当社もよくわかっております。鑑定事務所として、御社から仕事をいただいている立場にもかかわらず、極めて問題のある言動をしているとは充分承知しております」と一切反論すること無く驚くほど素直に「鐘ヶ江洋三鑑定人」が極めて問題鑑定人であることを何ら反論することなく素直に認めました。

- (3) しかしながらその後も鐘ヶ江洋三鑑定人のずさんな仕事ぶり、傲慢な態度が改まること無く、また久保田課長等の上司も三和鑑定事務所との癒着がひどく、原告を虐待したため、「甲第2号証」のとおり、当時の損害調査部の高品部長、高田部長に直訴しました。

私の訴えを受けて三和鑑定事務所を訪問した高品部長に対し、同社の東谷社長や数名の役員らは「鐘ヶ江洋三鑑定人に関しては、いつかこういう時が

くると覚悟していました。ついにその時がきました」と、再び、鐘ヶ江洋三鑑定人のずさんな仕事、傲慢な態度について何ら反論すること無く素直に認めたのです。

つまり、三和鑑定事務所の東谷社長は被告のビルで、素直に鐘ヶ江洋三鑑定人が大変問題のある鑑定人であることを何らまったく反論することなく率直に認めた時と同様に「再度」鐘ヶ江洋三鑑定人が「問題鑑定人」であることを素直に認めたのでした。

8. 鐘ヶ江洋三鑑定人の他社での評判

鐘ヶ江洋三鑑定人問題を端緒とする私の高松支店への「左遷人事」が内示された後の平成3年(1991年)3月中旬頃、高松へ転勤する前に、たまたま同業他社の東京海上火災と重複した契約の事故が発生し、その打合せで同社のビルに行く機会がありました。

その東京海上のビルで、同社の損害調査部の課長代理との打合せが終わって、世間話になったその際、私がたった一言「鑑定人にもいろいろいますからねえ・・・」と言い終わったかどうかという瞬間、東京海上の課長代理は「三和鑑定事務所の鐘ヶ江洋三鑑定人でしょう！」と言ったので驚きました。その課長代理はさらに「あれはひどいですね。本当にひどいですね」とも発言しました。

- (1) 前記の安田火災の江藤誠副長の上司の発言をあわせて見ると、鐘ヶ江洋三鑑定人が、当社を除く多数の損害保険会社から問題のある鑑定人のレッテルを貼られていることは充分推定できました。そんな鐘ヶ江洋三鑑定人に大口の仕事を中心させている被告は、他社からどう思われているかと思うと恥ずかしい限りです。また、そのような鐘ヶ江洋三鑑定人に仕事を集中させていることには、何らかの深い理由があると考えるのが当然の帰結です。
- (2) また、被告は鐘ヶ江洋三鑑定人の業務は問題ないと証拠として、乙第4号証

を提出していますが、これは単なる「業務依頼一覧表」であり何の意味もありません。逆に言えば、同鑑定人の業務に問題が無いとして提出できる明らかな証拠がないということです。

以上